

## 文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律要綱

### 第一 目的

この法律は、条約の適確な実施を確保するため、盗取された文化財の輸入、輸出及び回復に関する所要の措置を講ずることを目的とすること。  
(第一条関係)

### 第二 定義

一 この法律において「文化財」とは、国内文化財及び外国が条約第一条の規定に基づき指定した物件をいうこと。

二 この法律において「国内文化財」とは、条約第一条に掲げる分類に属する物件のうち、文化財保護法第二十七条第一項の規定に基づき指定された重要文化財、同法第五十六条の十第一項の規定に基づき指定された重要有形民俗文化財及び同法第六十九条第一項の規定に基づき指定された史跡名勝天然記念物をいうこと。  
(第二条関係)

### 第三 特定外国文化財

外務大臣は、外国から、条約第七条(b)(i)に規定する施設から盗取された旨の通知を受けたときは、遅滞

なく、その内容を文部科学大臣に通知するものとし、文部科学大臣は、その通知を受けたときは、経済産業大臣との協議を経て、文部科学省令で定めるところにより、特定外国文化財として指定するものとする  
こと。  
(第三条関係)

#### 第四 輸入の承認

特定外国文化財を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法第五十二条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする  
こと。  
(第四条関係)

#### 第五 届出の公示等

文化庁長官は、国内文化財について文化財保護法第三十三条(同法第五十六条の十二、第七十三条の二及び第七十五条で準用する場合を含む。)の規定による届出(亡失又は盗難に係るものに限る。)があったときは、その旨を官報で公示するとともに、当該国内文化財が条約第七条(b)(i)に規定する施設から盗取されたものであるときは、外務大臣に通知するものとし、外務大臣はその内容を遅滞なく外国に通知するものとする  
こと。  
(第五条関係)

#### 第六 特定外国文化財に係る善意取得の特則

特定外国文化財の占有者が民法第百九十二条の条件を具備している場合であっても、盗難の被害者は、同法第百九十三条の規定による回復の請求に加え、盗難のときから二年を経過した後十年を経過するまでの期間にあつては、占有者が支払った代価を弁償することにより、これを回復することを求めることができるものとすること。

(第六条関係)

#### 第七 国民の理解を深める等のための措置

国は、教育活動、広報活動等を通じて、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転の防止に関し、国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならないものとすること。

(第七条関係)

#### 第八 附則

一 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行するものとする。

(附則第一項関係)

二 第三及び第五の規定は、この法律の施行前に亡失し又は盗取された文化財については、適用しないものとする。

(附則第二項及び第三項関係)